

## 十島村人事行政の運営等の状況の公表について

十島村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、十島村の人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用状況 (単位人)

区 分	平成 21 年度中	平成 20 年度中
一般行政職	3	2
医 療 職	0	0
合 計	3	2

#### (2) 事由別退職状況 (単位人)

	平成 21 年度中				平成 20 年度中			
	定年	勸奨	その他	小計	定年	勸奨	その他	小計
一般行政職	1		1	2	2		1	3
医 療 職								
技能労務職								
合 計	1	0	1	2	2	0	1	3

(注) その他には、自己都合退職及び懲戒免職を含みます。

#### (3) 部門別職員数の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在) (単位人)

区 分	職 員 数		対前年度増減数	主な増減理由
	平成 22 年度	平成 21 年度		
一般行政部門	33	29	+4	業務増による人員補充等
特別行政部門	3	3		
公営企業等会計部門	24	25	▲1	事務の統廃合
条例定数	66	66		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 職員数は、長期休職者 2 名を含む。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（平成 21 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成 22 年 3 月末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 20 年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
566	4,113,903	59,891	362,991	8.8	8.9

### (2) 職員給与費の状況（平成 21 年度普通会計決算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
32	103,293	23,284	40,411	166,988	5,218

### (3) 職員の初任給の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	十島村		国		
	初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	172,200 円	185,800 円	172,200 円	185,800 円
	高校卒	140,100 円	149,800 円	140,100 円	149,800 円

### (4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
十島村	41.1 歳	305,700 円	369,400 円
国	41.9 歳	325,579 円	395,666 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 22 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長又は参事	6 人	23.1%
5 級	課長又は参事	2 人	7.7%
4 級	室長又は特に高度の知識経験を必要とする主幹	6 人	23.1%
3 級	主査又は主幹の職務	3 人	11.5%
2 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事（技師）の職務	3 人	11.5%
1 級	主事補（技師補）又は定期的な業務を行う主事（技師）	6 人	23.1%

- (注) 1 十島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	262,000 円	305,700 円	354,200 円
	高校卒	190,300 円	320,500 円	320,500 円

注①. 15 年高卒の欄に関しては、該当職員がいないため、直近の勤続年数 20 年の職員の数字を採用している。

(7) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区分	十島村			国		
	6 月期	12 月期	計	6 月期	12 月期	計
期末手当	1.4 月分	1.5 月分	2.9 月分	1.25 月分	1.5 月分	2.75 月分
勤勉手当	0.725 月分	0.7 月分	1.425 月分	0.7 月分	0.7 月分	1.4 月分
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 10～25%		

② 退職手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

十島村			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	32.76 月分	勤続 20 年	23.50 月分	32.76 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分

③ 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 21 年度決算）		25,485 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 21 年度決算）		796,412 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 21 年度）		57.1%	
手当の種類（手当数）		12 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当 乗船手当	船員 診療所	伝染病処理作業 乗船につき	日額 400 円 1 回 650～1,000 円
荷役手当	船員	船内荷役	1t 当たり 600 円
機関部手当	船員（機関部）	機関部職	月額 2,000 円
航海管理手当	船員	航海管理者	月額 40,000～10,000 円
保健活動手当	保健師	保健業務	日額 1,000 円
看護手当	看護師	看護業務	月額 40,000～75,000 円
医師手当	診療所医師	医療に関する調査研究	月額 200,000 円
入梁手当	船員	入梁期間作業従事	日額 1,700 円～2,000 円
行旅病人及び行 旅死亡人取扱手 当	住民課 診療所	行旅病人及び行旅死亡人の 保護移送、収容	保護移送→日額 400 円 収容→日額 800 円
海事職手当	船員	船員法の最低賃金を下回 る職員に支給	月額 20,000 円以内
地籍調査手当	地籍調査係	地籍調査従事	月額 10,000 円以内

④ 時間外勤務手当

支給実績（平成 21 年度決算）	17,012 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 21 年度決算)	370 千円
支給実績（平成 20 年度決算）	17,480 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 20 年度決算)	380 千円

⑤ その他の手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (21 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支 給年額 (21 年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 月額 13,000 円</li> <li>・ 配偶者以外 2 人までそれぞれ月額 6,000 円（共働きの場合 の 1 人目 6,500 円、配偶 者がいない場合の 1 人目 11,000 円）、3 人目以降 それぞれ月額 5,000 円</li> <li>・ 満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの 子 1 人につき月額 5,000 円加算</li> </ul>	同じ	10,740 千円	275,383 円
住居手当	家賃 12,000 円～23,000 円 →（家賃額－12,000 円） 家賃 23,000 円～55,000 円 未満→（家賃－23,000 円） ×1/2+11,000 円 家賃 55,000 円以上→27,000 円	同じ	3,643 千円	303,592 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関利用 限度額 月額 55,000 円</li> <li>・ 交通用具使用 限度額 月額 24,500 円</li> </ul>	同じ	1,663 千円	51,955 円

管理職手当	6 級課長	51,108 円	同じ	2,949 千円	589,889 円
	6 級会計管理者	46,849 円			
	5 級課長	48,444 円			
	5 級会計管理者	44,407 円			
	4 級課長	46,944 円			
	4 級会計管理者	43,032 円			
宿日直手当	1 回 4,000 円	異なる	996 千円	55,333 円	

⑥ 特別職の報酬等の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等	
給 料	村 長	651,100 円 545,400 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 村 長		786,000 円/327,500 円 634,000 円/420,000 円
報 酬	議 長	270,160 円	307,000 円/150,000 円
	副 議 長	222,640 円	251,000 円/119,000 円
	議 員	202,400 円	228,000 円/100,000 円
期 末 手 当	村 長	(平成 21 年度支給割合)	
	副 村 長	3.1 月分	
退 職 手 当	議 長	(平成 21 年度支給割合)	
	副 議 長	3.1 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(支給時期)
	副 村 長	勤続期間 1 年につき 500/100 勤続期間 1 年につき 280/100	各任期ごと 各任期ごと

### 3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

#### ① 職員の勤務時間（平成 22 年 4 月 1 日現在）

週の勤務時間	4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 40 時間
1 日の勤務時間	8 時 30 分～17 時 15 分
休憩時間	12 時 15 分～13 時
休息時間	正午～12 時 15 分
週休日	土曜日及び日曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12/29～1/3）

（注）勤務部署によっては、勤務時間の開始時刻・終了時刻、休憩時間、休息時間、週休日等が異なります。

#### ② 職員の休暇制度（平成 22 年 4 月 1 日現在）

事 由	概要
年次有給休暇	一の年度において 20 日（20 日を限度に前年分の残日数を繰越可）
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合における休暇（連続する 90 日まで）
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当ある場合の休暇
介護休暇（無給）	家族等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある場合に介護をするための休暇（連続する 6 月間まで）
総合休暇（無給）	登録された職員団体又はその上部団体の機関の構成員としてその業務に従事するための休暇（1 の年度で 30 日まで）
育児休業（無給）	現に 3 歳に満たない子を養育し、当該子が 3 歳に達するまでの期間、養育のため休業することができる制度
部分休業（無給）	現に 3 歳に満たない子を養育し、当該子が 3 歳に達するまでの期間、養育のため正規の勤務時間の始め又は終わりに、1 日を通じて 2 時間以内で部分的に休業することができる制度

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況

(単位人)

免職	降任	降給	休職
0	0	0	0

##### (2) 懲戒処分の状況

(単位人)

免職	停職	減給	戒告
0	1	0	0

#### 5 職員のサービスの状況

区 分	内 容
サービスの根本基準	全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては全力を挙げてこれに専念しなければならないという基本原則を定める。
サービスの宣誓	職員はサービスの宣誓を行わなければならない。
法令及び上司の命令に従う義務	職員は職務遂行に当って法令、条例、規則等に従い、かつ上司の命令に従わなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員はその職の信用を傷つけ、あるいは、職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	職員は在職中、退職後を問わず職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用いるべき義務を負っている。
政治的行為の制限	全体の奉仕者として職員は一等一派に偏せず政治的中立を保つことが要請されており、政治的行為が制限される。
争議行為等の制限	全体の奉仕者として職員は地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して争議行為等を行ってはならない
営利企業等の従事制限	職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を経営したり、その役員となったりすること等ができない。



6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況 (単位人)

研修内容	修了人員
一般職員研修	4
地方自治研修	0
管理監督者研修	0
法制入門研修	0
土木技術職員研修	0

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、年1回の昇給時期に職務遂行能力などを評定し、昇任、昇格、人事異動の際の資料としている。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (単位人)

区分	受信者数
定期健康診断	34
人間ドック	15

(2) 共済組合事業の状況

区分	内容等
短期給付事業	職員やその扶養親族の公務外の病気・ケガ等に対し、療養の給付等を行う。
長期給付事業	年金給付等を行う。
福祉事業	資金の貸付け、保健事業、貯金事業等、職員やその扶養親族の福祉と健康の増進を図るための事業を行う。

8 公平委員会の業務の状況

区分	件数
(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	0
(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	0